第一条中第二十号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。
二十三　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の規定
第一条中第十九号を第二十一号とし、第十八号の次に次の二号を加える。
十九　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の規定
二十　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の規定
第一条に次の一号を加える。
二十八　自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）の規定

（厚生労働省組織令の一部改正）

第四条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。
附則第二条及び第三条を削り、附則第一条の次に次の一条を加える。
第二条　削除
附則第四条を附則第三条とし、同条の次に次の一条を加える。
第四条　社会・援護局は、第十一条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二条に規定する准介護福祉士に関する事務をつかさどる。
2　社会・援護局福祉基盤課は、第百四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、前項に規定する事務をつかさどる。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（社会福祉士及び介護福祉士等の欠格事由に関する経過措置）

第二条　社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号及び第四十八条の四第二号（同法附則第二十七条第二項において準用する場合を含む。）並びに附則第十一条第三項第三号及び第十四条第二号の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為により第一条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条第一項及び第十四条の二（同令附則第七条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条に規定する法律の規定（第一条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条第一項及び第十四条の二（同令附則第七条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条に規定する法律の規定を除く。）により罰金の刑に処せられた者に係る当該刑については、適用しない。

（精神保健福祉士の欠格事由に関する経過措置）

第三条　精神保健福祉士法第三条第三号の規定は、施行日前にした行為により第二条の規定による改正後の精神保健福祉士法施行令第一条に規定する法律の規定（第二条の規定による改正前の精神保健福祉士法施行令第一条に規定する法律の規定を除く。）により罰金の刑に処せられた者に係る当該刑については、適用しない。

（公認心理師の欠格事由に関する経過措置）

第四条　公認心理師法第三条第三号の規定は、施行日前にした行為により第三条の規定による改正後の公認心理師法施行令第一条第十九号、第二十号、第二十三号、第二十五号及び第二十八号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられた者に係る当該刑については、適用しない。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十九号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第六号及び第二項第五号中「六十四万円」を「六十六万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第十八条第一項及び第二項の規定は、令和四年度以後の年度分の保険料について適用し、令和三年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二の見出しを「（令和四年度及び令和五年度における後期高齢者負担率）」に改め、同条中「令和二年度及び令和三年度」を「令和四年度及び令和五年度」に、「百分の十一・四一」を「百分の十一・七二」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄